

「四国辺路」異見

西 耕 生

はじめに——本稿の要旨

従来、所謂四国遍路初見文書として紹介されている『醍醐寺文書』所収の目安案に見える「四国邊路」の用例について、その文脈や、同時代の「八菅山碑伝」に見える用例、さらには前後の時代の用例を勘案して、水流に臨んだ嶮崖を意味する古語へちを含んだ「しこくのへち」という地名を真名表記した用法と理解して、これまでの解釈を改めるべきことを論ずる。

一、古語「へち」の語志

次郎 真言師

次郎者、一生不犯之大驗者、三業相應之眞言師也。久修練行年深、持戒精進日積。……凡眞言之道究_レ底、苦行之功拔_レ傍。遂_二十安居_一、滿_二一洛又_二度々_一。通_二大峯葛木_一、踏_二邊地_一年々。熊野金峯・越_二中立山_一・伊豆走湯・根本中堂・伯耆大山・富士御峯・加賀白山・高野粉河・箕尾・葛河等之間、無_二競_レ行挑_レ験。山臥修行者、昔雖_レ役行者靜藏貴所、只一陀羅尼驗者也。今於_二衛門尉次郎禪師_一者、已智行具足之生佛也。

〔校異〕▽邊地——弘安本「儀邊路」。古抄本・陽明本「邊道」。

〔康永本新猿樂記・次郎条〕

「真言師」すなわち真言密教の加持祈禱をする修驗者のありようを述べる

新猿樂記次郎条の一節である。二重傍線を施した箇所は、その直前の傍線箇所と対句をなして、修驗の苦行を述べる文脈を形成している。とりわけ所謂古本系に分類される弘安三年（一一八〇）古抄本に、「儀邊路」と「儀」字の附け加わった本文が校異として示されていることを慮れば、このような「儀」字の附け加わった本文においては、梁塵秘抄卷第二に謡われるごとく「聖の住所」として真_二先に挙げられる「大峯葛木」という山岳の行場に対して、「邊地」と呼ばれる海辺の行場を対照しようとする意図が「儀」字によって一層はつきり示されているものと理解されるであろう。

加えて、「通_二大峯葛木_一踏_二邊地_一」と述べるところにも留意すべきかと思う。この「通」の字は、大きく修驗の靈地を列挙する後文に先立って、苦行の具体を示すべく、「大峯葛木」から「邊地」へと到る実際の経路を念頭に置いて用いられた措辞だと解せられるからである。

「大峯葛木ヲ通りテ邊地ヲ踏ム」と述べる措辞や「儀邊路」と作る異文の存在をも顧れば、新猿樂記の「(儀)邊地」が、「へちと申し方」(桂宮本行尊大僧正集・九番詞書)と記されることのある「伊勢の磯のへち」(山家集卷下・雜・一四四一番詞書)を指している、ひとまずは理解してよいであろう。

ところで、鎌倉時代初期の成立かと目される諸山縁起に「役行者熊野山參詣日記」として始まる記事があり、そこには次のような一節が見える。

……行前隱神、……熊野御山參詣次、業消水也、即云隱了、行前塩屋在

辺路宿也、夜宿人大魚來為食之、行者以印身莊、……大魚隨風遠亡畢、故被勤仕立了、切目中山谷口莊面、亦女値、見凶形也、……

〔九条家本諸山縁起「役行者熊野山參詣日記」〕

二重傍線を施した箇所を日本思想大系『寺社縁起』が「行く前の塩屋の在辺の路に宿るに」と訓んでいるのは、恐らく底本に施された「行前塩屋在辺路宿也」という傍訓を参看した結果なのであろう。しかし、後文に傍線を施したように、九十九王子の存する所の名「切目中山」に「切目中山谷口」のごとき傍訓を九条家本が附しているところを顧みれば、その附訓もにわかには信ずることはできない。本稿の立場からすれば、二重傍線箇所は「行く前ノ塩屋ニ在ル辺路ニ宿スルニ」のごとく訓ずべきところではないかと考える。

「塩屋」とは、今ふれたように後文に「切目中山」という地名が見えるところから、熊野への参詣路の途中にある九十九王子社の一つ、切目中山王子へ赴く手前に位置して、和歌山県御坊市北塩屋に現存する塩屋王子のことであろう。

白川院熊野へまうでさせ給ひける御ともに侍りて、しほやの明神のおまへにて人々歌よみけるによみ侍りける 徳大寺左大臣

立ちのぼるしほやの煙うらかぜになびくを神の心ともがな

後三条内大臣

思ふことくみてかなふる神なればしほやに跡をたるるなりけり

〔統詞花和歌集卷第八・神祇・三七四～三七五〕

白河法皇の熊野詣に随行した折「塩屋の王子」（千載和歌集・一二五八番詞書／新古今和歌集・一九〇九番詞書）で「同時」（歌枕名寄・八六六八番左注）に詠ぜられたかと目される二首である。「塩屋」という名に因んで、「煙」〔汲む〕「垂る」など「塩」の縁語が用いられている。諸山縁起に記される「塩屋在辺路宿也」という句は、役行者が「塩屋」にある「辺路」に「宿」を設けたことをいうものと解釈すべきではあるまいか。

熊野に詣で侍しついでに、切目宿にて、海辺眺望といへる心を、

をのこどもつかうまつりにしに 具親

ながめよと思はでしもや帰るらん月まつ浪の海人の釣舟

〔新古今和歌集卷第十六・雑歌上・一五五九〕

塩屋王子の先「切目宿にて、海辺眺望」という歌題を詠んだ作などをもここに想い合せれば、いわゆる大辺路・中辺路に入る以前の「紀路」においても、紀伊水道から太平洋を臨む「辺路」と称せられる場所が存在したことは、容易に推察されるにちがいない。

こうして同時代における「四國邊地」（今昔物語集卷三十一第十四）或いは「四國邊」（南无阿彌陀佛作善集^①）や「しこくのへち」（梁塵秘抄卷二）、また後代の「大峰邊地」（古今著聞集卷第二）、「四州海岸九州邊路」（金剛福寺不動明王画像道興自筆墨書^②）といった称呼の存在なども視野に収めるなら、「邊地」「邊」「邊路」などと表記される「へち」は伊勢・紀州のみならず四国・九州などの海岸線ひいては大峰山脈に見られる水流に面した峻崖をも意味する語であったと理解する方が、むしろ穏やかであるように思われる。新猿楽記次郎条に見える「邊地」はしたがって、「大峯葛木」を通じて踏むことのできる水流あるいは海岸線に臨んだ峻崖、すなわち「大峰邊地」や「伊勢の磯のへち」或いは「塩屋在辺路」など抖擻の地を包括して述べようとした用語であるという考えに想い到るのである。

二、大峯葛木「両山」と「四国辺路」

さて、やや時代が下るけれども、修験の霊峰である大峯葛木「両山」とともに「邊路」に触れた、次のごとき記事が先学によって指摘されている。

一 不_レ住_二院主坊_一事者、修験之習、以下_二両山斗_一藪、瀧山千日、坐_二巖屈_一冬籠、四國邊路、三十三所、諸國巡礼上、遂_二其藝_一、円遍門弟不_レ可_レ為_二山臥_一之由、不_レ存知_二云_一、

是又離寺逐電之條、同以承伏訖、凡當門跡者、自_レ元一切、非_二山臥_一、

不立修験、如先度令言上、頼遍不調放埒之餘、落下近國遠國、送若干星霜之間、為塞自科、妄事於山臥之許也、縦又、自元雖為山臥、可守建長狀者、尤不可有離寺不住儀之處、剩非山籠非修行、經迴在所之條、一承伏之上者不及重難者也、

〔醍醐寺文書「佛名院所司目安案」〕

先達 小野余流 両山四国辺路斗擻 余伽三密行人 金剛仏子阿闍梨 長喜八度

庵 正応四年辛卯九月七日

滝山千日籠 本宮長床執行 竹重寺別当 生年八十一 法印大僧都顯秀 初度

〔八菅山碑伝（『日光山と関東の修験道』四八四頁所引）

前者は弘安年間（一二七八―一二八八）の目安案に収めるもので、現在、四国遍路初見文書として紹介されている著名な記事である。傍線を施したごとく、大峯葛木の「両山斗擻」を始めとして「修験之習」の具体を列挙する文脈に、「四國邊路」の語が見える。また、後者は、その「文面から正応四年（一二九一）に小野余流の阿闍梨長喜と熊野本宮長床執行の竹重寺別当顯秀の両名が八菅山に峰入したことがわかる」相模国八菅山について「時代が明記された最古の資料」である。とりわけ小野余流の阿闍梨長喜が「両山四国辺路斗擻」を遂げたと誌されているところには注意されよう。これら二つの記事は、「斗擻」の靈地として「四国辺路」が大峯葛木「両山」と並称されたことを窺わせるだけでなく、修験のありようを述べる文脈が新猿楽記のそれをも彷彿させるからである。

もっとも前者に見える「四國邊路」の語は、後文に「三十三所諸國巡礼」と続くところから、通説では「巡礼」の様態を表す固有名としての用法であると理解されている。即ち、新城常三博士は刊本『醍醐寺文書』二ノ四一七号文書を引用されたあと次のように述べておられる。

これは朝頭と仏名院所司とが、同院々主職を争った目安の一部で、朝

頭の師頼遍の非行をめぐって相論されている。すなわち頼遍が修験として、両山斗擻等のほか、四國邊路・三十三所諸國巡礼をしたという。この四國邊路は、単に四国の場所等を示すこれまでの用法と異なり、四国を邊路するという行動を示すもので、この後の四國邊路と全く同じ用例でその初見である。へんろは江戸時代以降遍路と書くのが多く、今日まで続いているが、室町時代にはむしろ邊路と書く例が多い。

〔新稿 社寺参詣の社会経済史的研究〕四八四頁、傍点原文著者〕
しかし、果たして「巡礼」の様態として「四国を邊路する」という行動を示すもので「後世の所謂四國遍路と全く同じ用法だと解釈してよいのだろうか。博士は醍醐寺文書に見える「四國邊路」と「三十三所諸國巡礼」とを対として理解された上で「邊路」と「巡礼」とがいわば動詞として対応していると解釈しておられるようだけれども、「修験之習」の具体として、「両山斗擻瀧山千日坐巖屈冬籠、四國邊路三十三所諸國巡礼」といった諸「藝」を列挙する文脈は寧ろ、おのおのの修行のありようをその行場と組み合せて、おおよそ四字ごとの句切りを保ちながら対比したものだと思われのではないか。

両山斗擻 瀧山千日 坐巖屈冬籠

〈四國邊路 三十三所 諸國〉―巡礼

といったように。つまり「巡礼」を行なう対象地として「諸國」のなかでも特に「四國邊路」と「三十三所」が採りあげられ列挙された文脈だ、と解釈するのである。後者の八菅山碑伝に見える例が「両山四国辺路斗擻」と明らかに「斗擻」の目的地を示す語として用いられていることを考え合せれば、十三世紀末頃になると修験の靈地として「四国辺路」が大峯葛木「両山」と並称されるに至ったことが確認できる支証、として改めて捉え直すべきかと思ふのである。

是は三重の滝に七日うたれ、那智に千日籠て、三十三所の巡礼の為に、罷出たる山伏共、路蹈迷て此里に出て候。

〔太平記卷第五・大塔宮熊野落事〕

太平記に見えるこのような記事からも「三十三所」と「諸國巡礼」とは別の二語として解釈すべきかと考える。⁶⁾『醍醐寺文書』所収の目安案を四國遍路初見文書とする従来の理解は、ここに修正されねばならぬであろう。

かくして、修験道における霊地として大峯葛木「両山」と並び称せられるようになった「四國辺路」即ち「しこくのへち」の位置づけの重さも、推察されるのである。夙く、建仁三年（一一〇三）成立の南无阿彌陀佛作善集に記された俊乗坊重源の自歴譜の一節が、ここに想い合せられる。

生年十七歳之時・修一行四國邊、

於生年十九、初修一行大峯、已上五ヶ度・三度者於深山……、

二度者以持経者十人、於峯内、令轉讀千部経、……、
葛木二度

〔南无阿彌陀佛作善集〕

十三歳のとき京都山科の醍醐寺で出家して上醍醐田明坊に居住しながら真言密教の修学と修行に励んでいた重源が「大峯」「葛木」よりもまず「四國邊」修行することを志したのは、弘法大師の修行に倣おうとしたことであつたらう。それは修験の霊地としての「四國のへち」が、鎌倉時代初期に溯って「大峯葛木」とともに重視されていたことを物語っているのにちがいない。

注

- (1) 『南无阿彌陀佛作善集』はその複製（奈良國立文化財研究所研究史料第一冊、昭和三十年三月）に検する限り、傍訓が「へち」であること明らかである。なお、大日本史料所引本文には傍訓を「フチ」と翻読して「四國邊」という本文を載せているので、その取扱いには注意を要する。
- (2) 近藤喜博『四國遍路』（桜楓社、昭和四十六年六月）一二九頁参照。
- (3) 『四國霊場八十八ヶ所 空海と遍路文化展』（毎日新聞社、平成十四年九月）所収の図版¹⁶³に拠り、刊本である『大日本古文書 家わけ第十九 醍醐寺文書之二』を参照しながら、私に返点および読点等を施した。

- (4) 宮家準・糸賀茂男「八菅山の修験道」〔日光山と関東の修験道〕（山岳宗教史研究叢書8）名著出版、昭和五十四年七月、四八三～四八四頁。
- (5) 新城常三「四國遍路」〔新稿 社寺参詣の社会経済史的研究〕塙書房、昭和五十七年五月）、および、注3前掲解説図録、参照。因みに、佐藤久光『遍路と巡礼の社会学』（人文書院、二〇〇四年八月）においても新城博士の所説が踏襲されている。

- (6) 田中智彦「巡礼と順礼―文献史料と納札からみた中世の西国巡礼の表記―」〔巡礼研究会編『巡礼論集1 巡礼研究の可能性』岩田書院、二〇〇〇年三月）に整理されている一覧表によっても、「三十三所」のほか「三十三所巡礼」或いは「三十三所（之）観音巡礼」という用語例が見えるばかりで、「三十三所諸國巡礼」と熟した例は見受けられない。

〔平成十七年大寒成稿〕